

令和4年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け

『進出先国税制及び税務ガバナンスに係る情報提供セミナー』

第18回 ベトナム

2023年 1月

ベトナムの税制概要・進出時の留意点

【目次】

税制概要	3
事業課税	4
納税要件・課税範囲	8
源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税	9
法人課税にかかる各種優遇税制措置	10
企業進出形態の比較	12
PE課税	13
税務調査および異議申立て・税務訴訟	14
ホットトピック	15

税制概要



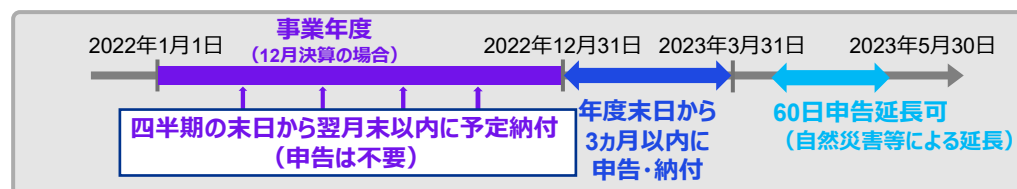
- ベトナム社会主義共和国は、北は中国、西はラオス、カンボジア、東と南は南シナ海に面しており、首都はハノイである。ベトナムの政治体制は、社会主義共和制で、国家主席を国家元首としており、議会は一院制である
- 言語：ベトナム語
- 通貨：ベトナムドン（VND）
- 居住法人：条文において法人居住地の正式な概念は存在しない。ベトナム法人もベトナム国外法人もベトナムで全世界所得課税を受ける。ただし、ベトナム国外法人でベトナムにPEがない法人は、ベトナム源泉所得のみの課税
- 居住法人の課税所得範囲：全世界所得
- 日本との租税条約：あり
- 日本との社保協定：なし
- 中央政府税務当局の名称：ベトナム税務総局（General Department of Taxation；GDT）

法人所得税（Enterprise Income Tax；EIT）

税率 20%

課税年度 原則暦年
ただし、決算期を各四半期末に変更することも可能（要申請）

申告納付期限 決算期末から3ヵ月以内



事業を展開する際に生じるその他の主な税、社会保険料

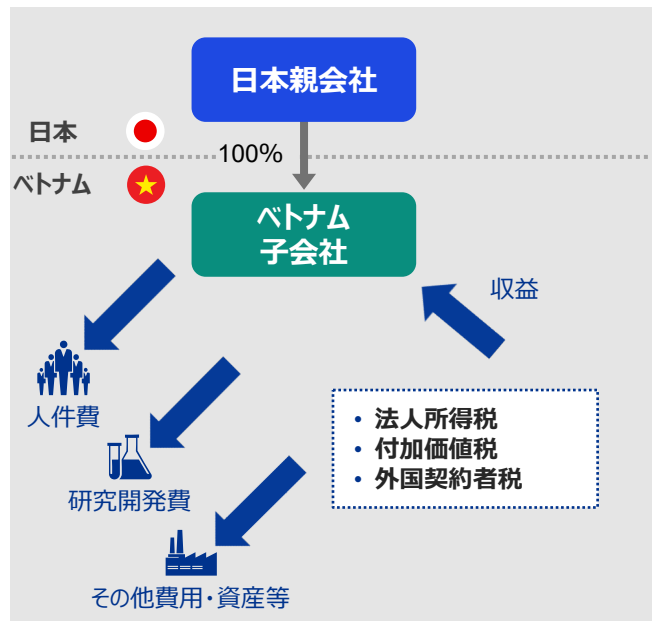
付加価値税（VAT） 課税対象となる物品やサービスの取引額に対して課される付加価値税。標準税率は10%だが、指定されたカテゴリーの物品およびサービスについては0%または5%の税率が適用される。

外国契約者税（Foreign Contractor Tax；FCT） 外国法人がベトナム国内で所得を得た場合等に課される法人所得税およびVATの性質を有する税金。所得等を外国法人に払う際に源泉徴収し、申告納付する。（例：利子の場合5%）

事業登録料 Business License Fee 生産・事業活動を行う組織に対し、定款登録資本金額あるいは年間売上額に応じて申告義務および一定額の納付義務が課される。（例：登記資本金 VND 10,000百万超の会社の場合、税額はVND 3百万）

社会保険 雇用主が被雇用者に係る給与額を基準として社会・健康・失業保険の掛金を一部負担。

事業課税（事業期間中）（1／2）



ベトナム法人所得税

税率	20%（2016年1月1日以降）
課税所得計算	会計上の利益から調整申告（原則日本と同様）
欠損金	繰越期限 発生した翌年度から5年間（相殺の制限はなし）
	繰戻し 認められない
キャピタルゲイン・ロス	- キャピタルゲインは其他所得として標準税率である20%の法人税率で課税される - キャピタルロスは、事業損失と同様に扱われるため、どのような所得とも相殺が可能。繰越欠損金の一部として5年間の繰越しが可能
中間納付	- 四半期の損益計算による利益に基づく課税所得を基礎とする法人税額、あるいは前年度の法人税額を用いて、四半期末日から翌月末以内に予定納付（申告は不要） - 第3四半期までの予定納付税額の合計額が年税額の75%未満で、かつ第4四半期までの予定納付税額の合計額が年税額の80%未満の場合はその差額に対する延滞税（差額の0.03%/日）が課される
法人所得税債務の時効	申告期限から10年
連結納税制度	なし
税制改正	税制改正の時期は特に決まっていない

事業課税（事業期間中）（2/2）



課税所得の計算方法

会計上の税引前当期利益

(+) 損金不算入項目

(-) 非課税所得

当期課税所得

(-) 税務上の繰越欠損金

査定所得

(×) 法人税率

法人税額

(-) 源泉税額

(-) 中間納付税額

差引法人税額

法人所得税の計算上注意を要する項目

一般原則

- ・ 会社の事業目的を達成するためのみに生じた費用、固定資産の減価償却費、支払利子等は、原則として損金算入可能である
- ・ 損金算入費用について、特に親会社への送金については、適切な説明書類がない場合、否認されることが多い

固定資産の償却費

- ・ 休止期間が9ヵ月を超える固定資産など、一定の固定資産の減価償却費の損金算入は認められない

給与・賃金等

- ・ 株主等への給与、従業員のための任意年金掛金のうち、月当たりVND 100万を超える部分の金額等は損金算入が認められない

支払利子（関連者取引）

- ・ 一会計期間におけるEBITDA（営業利益＋利子費用＋固定資産の減価償却費）の30%を超える部分の金額については損金算入が認められない。損金不算入とされた利子費用は、5年以内の期間にわたり繰越しが可能

引当金

- ・ 回収期限を超えている債権で、通達の規定する限度額を超過したものは損金算入されない

寄附金

- ・ 外部の基金等（教育基金、医療保険基金、災害復興支援基金、貧困者用住宅基金等）に対する寄附金で、要求される証明書類がないものは損金算入されない
- ・ 上記以外に対する寄附金については、損金算入が認められない

広告宣伝費

- ・ 2015年より、広告宣伝費の課税控除上限が撤廃されている（原則全額損金算入可能）

受取配当

- ・ 国内法人からの受取配当について、国内で支払法人が法人所得税の課税を受けている場合、その法人からの配当は、益金不算入となる
- ・ 外国法人からの配当は課税の対象となるが、外国税額控除の対象に含まれる

損金不算入の費用

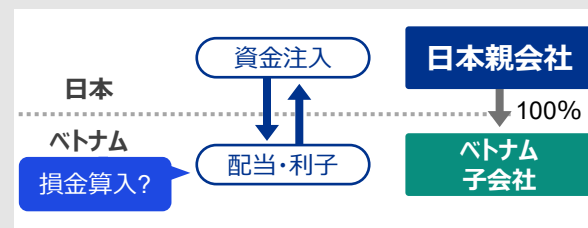
- **原則、以下のいずれかの要件を満たさない費用は、損金算入されない**
 - ・ 事業活動に直接起因し、関連すること
 - ・ 法律の規定に沿ったインボイス等の証憑を作成・添付していること
 - ・ VND 2,000万以上の取引で、銀行送金等の非現金決済による支払証憑を添付すること
- **上記の3要件を充足していても、通達により損金不算入の取扱いがされる費用がある（減価償却費や給与・賃金等）**

事業課税（資金注入、資金還流時）



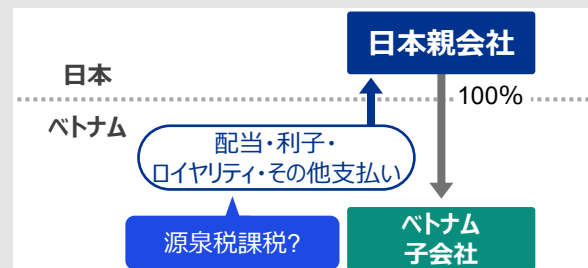
資金注入した場合の留意点

- 過少資本税制の規定はない（一会計期間において損金算入できる支払利子はEBITDAの30%が上限）
- 損金不算入とされた利子費用は、5年以内の期間にわたり繰越しが可能



利益の送金および関連者取引

- 利子（関係会社間貸付）およびロイヤリティの外国法人への支払いは通常、源泉徴収の法人所得税FCTの対象となる
 - 配当：0%（ベトナム子会社から日本親会社への利益送金に対しては課税されない）
 - 利子：5%
 - ロイヤリティ：10%
- 日本への支払等については日越租税条約により下記のとおりとなる。（特典制限条項（LOB）はない）
 - 配当：0%（日越租税条約の制限税率は10%）
 - 利子：5%（日越租税条約の制限税率は10%）
 - ロイヤリティ：10%（日越租税条約の制限税率）

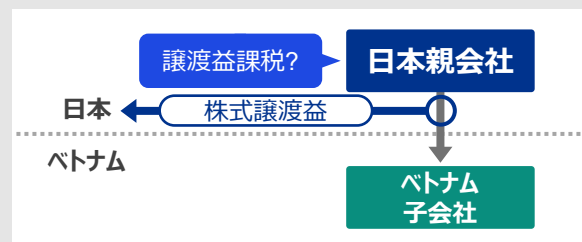


事業課税（撤退時）



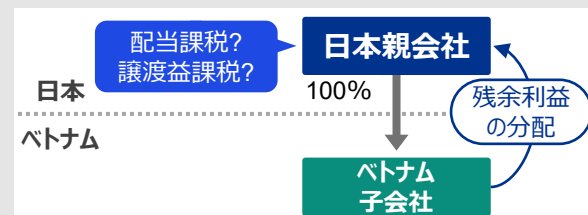
撤退時の キャピタルゲイン （譲渡益）課税

- 外国株主企業が、公開会社以外のベトナム法人の出資・株式の譲渡を行うことにより生じた譲渡益には、ベトナムの法人所得税が課され、源泉徴収された上で申告納税が必要となる（税率20%）
- なお、日越租税条約上は、次の条件に該当する場合には、ベトナムに課税権を認めている
 - 譲渡事業年度における株式の所有割合がいずれかの時点で 25%以上であり、かつ、譲渡事業年度における譲渡した株式の数が5%以上であること
 - 当該法人の財産が主にベトナム不動産から構成されていること※なお、上記以外の場合、租税条約の免税申請により、法人所得税が免除される
- 外国企業が公開会社株式を譲渡した際は、外国契約者税として譲渡価額×0.1%のみなし課税される（譲渡益課税なし）



清算時の 残余利益 に対する課税

- 清算法人の株主においては、特段の課税は生じない



納税要件・課税範囲



			居住法人	非居住法人（外国法人）
課税所得の範囲			全世界所得	ベトナム源泉所得（ベトナムPEの活動に関連のある国外所得も対象になる）
投資先	居住法人	等 配当	国内で支払法人が法人所得税の課税を受けている場合、その法人からの配当について法人所得税の課税はない	・ 配当に対する課税はない
		の 株式等譲渡	譲渡利益 税率20%での法人所得税の課税対象になる	・ 日越租税条約により、公開会社株以外の事業譲渡類似（25%以上出資、5%以上譲渡の場合）の譲渡益に対し20%の税率で課税される ・ 公開会社株式を譲渡した際は、外国契約者税として譲渡価額×0.1%でみなし課税される
			譲渡損失 損金算入	
	非居住法人	等 配当等	・ 税率20%での法人所得税の課税対象になる ・ 外国法人からの配当は課税の対象となるが、外国税額控除の対象に含まれる	
		の 株式等譲渡	譲渡利益 税率20%での法人所得税の課税対象になる	
	譲渡損失 損金算入			
国外支店の所得の取扱い			税率20%での法人所得税の課税対象になる	
CFC課税			現行の法制度はなし	

源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税



国内向け払いにかかる源泉税	配当：対象外 利子：対象外
従業員の雇用にかかる税務等	社会保険 雇用主は社会保障掛金を支払わなければならない。（社会・健康保険はベトナム国民および駐在員^{*1}対象、失業保険はベトナム国民対象） - 社会保険：給与の17.5% - 失業保険：給与の1% - 健康保険：給与の3% *1 企業内人事異動の区分にて労働許可書を取得している場合を除く
付加価値税（VAT）	課税取引 物品およびサービスの提供ならびに輸入 税率 標準税率は10%である。 軽減税率：5% 必需物品および必需サービス（水、肥料、教育助成、食料品、医薬品および医療機器、農業サービス、科学技術サービス等） 0%税率 適格とされる物品およびサービスの輸出 ※農産品の販売、医療サービスなどは非課税取引となる インボイスの有無 VATのためのインボイスの発行が必要（2022年7月1日以降、企業は電子インボイスの使用が義務付けられる）。 課税期間 毎月（前年の売上高がVND 500億以下の場合は、四半期での申告も可能） 申告期限および納付期限 原則月次申告・納付は翌月20日。四半期申告・納付の場合は、翌月末。 課税取引に関する特記事項 仕入税額が売上税額よりも多い場合、還付請求できず、繰越しで控除しなければならない場合がある。
印紙税	なし
デジタル課税	2022年1月1日以降、PEがないと判断される国外のeコマース事業者には、法人所得税およびVATの性質を有する課税を実施している。eコマース事業者自ら税務登録を行い、申告納付する必要があるが、実施されていない場合においては、BtoBの場合、ベトナム企業にて外国契約者税の方法で代理申告を実施する。一方、BtoCの場合、金融機関がこの税金を源泉徴収し、申告納税義務を履行しなければならない。

法人課税にかかる各種優遇税制措置 (1/2)



項目	対象企業・事業	優遇措置内容
特定の工業団地	工業団地(特別都市、中央の都市レベル I、省の都市レベル I を除く)	2年間の免税 & 4年間税額の50%減税
社会的・経済的に困難な地域への新規投資	社会的・経済的に困難な地域 ^(*) へ新規投資する企業または事業・プロジェクト	10年間にわたる優遇税率17%の適用、2年間の免税 & 4年間税額の50%減税
特定の製造業	省エネ製品や高品質な鉄の製造、農業・林業・水産業・塩用の設備・餌の製造、灌漑設備製造等の事業	10年間にわたる優遇税率17%の適用、2年間の免税 & 4年間税額の50%減税
社会的・経済的に困難または特別に困難な地域以外において行う栽培・畜産・加工業	特定の地域（社会的・経済的に困難または特別に困難な地域）以外において行う、農業または水産業の分野における栽培・畜産・加工事業	優遇税率15%の適用（全期間）
社会的・経済的に特別に困難な地域、経済特区、ハイテク区への投資	社会的・経済的に特別に困難な地域 ^(*) 、経済特区、ハイテク区へ投資する企業または事業・プロジェクト	原則15年間にわたる優遇税率10%の適用、4年間の免税 & 原則9年間の減税

*1 Decree118 Appendix に対象地域を規定

法人課税にかかる各種優遇税制措置 (2/2)



項目	対象企業・事業	優遇措置内容
特定の研究・開発事業	研究・技術・特定のハイテク・インフラ・エネルギー生産・バイオ技術・環境保護技術に関する事業	原則15年間にわたる優遇税率10%の適用、4年間の免税 & 原則9年間の減税
大規模事業	- ライセンス発行後3年以内に投資資本VND 6兆の払込みが完了し、売上発生後4年以内に年間売上高VND 10兆に達する事業 - ライセンス発行後3年以内に投資資本VND 6兆の払込みが完了し、売上発生後4年以内に年平均3,000人以上の雇用を生む事業	原則15年間にわたる優遇税率10%の適用、4年間の免税 & 原則9年間の減税
特定のサービス事業	教育関連、職業訓練、医療、文化、スポーツおよび環境分野の事業	- 優遇税率10%の適用（全期間） 4年間の免税 & 原則5年間の減税（社会的・経済的に困難または特別に困難な地域^{*1}に投資する場合は、9年間の減税）
特定の出版事業等	報道法に従った新聞販売業、出版法に従った出版事業	優遇税率10%の適用（全期間）

*1 Decree 118 Appendix に対象地域を規定

企業進出形態の比較



	メリット	デメリット
子会社 (現地法人)	- 現地法人は、法的には日本の親会社から独立した主体になるため、ベトナムでの事業活動に関して訴訟が提起された場合、訴訟当事者となるのは現地法人になる。日本の親会社が直接ベトナムで裁判の当事者とされることは基本的にはない - 日本の親会社がベトナム税務当局の税務調査の対象となることは基本的にはなく、ベトナムにおける税務申告の観点からは現地法人が当該法人の課税所得のみを申告納税するだけで済む	- 現地法人を設立する際にライセンス取得手続きが必要となり、投資法上の制限業種では設立が認められていない事業や、ベトナム法人との合併が求められる事業が存在する - 税務上、現地法人において生じた欠損金を日本の親会社の課税所得と相殺不可 - 移転価格税制など対応すべき法規制が多い
支店	支店開設が認められている業種が銀行と法律事務所に限定されており、実務慣行も限定的である	支店開設が認められている業種が銀行と法律事務所に限定されており、実務慣行も限定的である
駐在員 事務所	- 駐在員事務所の活動が準備的または補助的活動に限られていることを条件として、法人税の納税対象とはならない - 現地法人と比べて対応すべき法規制が少ないため、間接業務量が少ない。税金も基本は個人所得税のみ対応が必要となる - 外国法人の窓口活動、市場調査活動、投資機会および事業協力の促進活動などを行うことができる - 設立にあたりライセンス手続きを要するが現地法人と比べて容易	- ベトナムでの活動が、情報収集や提供、市場調査などに限られる。また、自己名義での販売契約締結や輸出入取引などの収益を発生させる営業活動が一切できない - 実際にベトナム国内の活動が準備的または補助的活動の範囲にとどまっているかどうかの判断は、事業目的、事業規模その他の事情を総合的に勘案して判定される。日越租税条約における恒久的施設（PE）と認定されると、ベトナム法人所得税が発生する
出張 ベース	法人や事務所の設立がないため、コストと事務手続きを抑えて進出できる	- ベトナム進出の規模は相当程度限定される - 出張者のベトナムでの活動によっては、日本本社がベトナムにおいてPEを有していると認定される可能性がある - 出張ベースでの有償サービス提供の場合でも非居住者としての個人所得税が発生する可能性がある

PE課税 - PEの種類



PEの種類

ベトナムのPE類型は、日本と締結した租税条約においては次のとおり規定されている。

1 支店PE

- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
- ⑦倉庫



(日越租税条約第5条第2項)

2 代理人PE

- 外国企業が一定の要件に合致する従属代理人を要している場合のその代理人
- ①常習代理人
 - ②在庫保有代理人
 - ③保険代理人



(日越租税条約第5条第6項)

3 建設PE

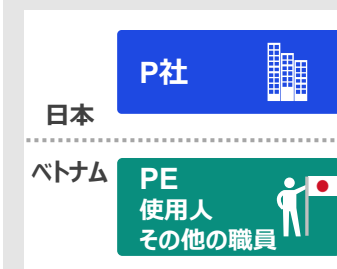
- 6か月を超える期間存続する建築工事現場、建設、据付もしくは組立工事またはこれらに関連する監督活動



(日越租税条約第5条第3項)

4 サービスPE

- 単一の事業または複数の関連事業について12か月の間に6か月を超える期間の使用人その他の職員による役務提供活動（コンサルタントの役務の提供を含む）



(日越租税条約第5条第4項)

MLI条約の署名：2022年10月30日現在署名しているが未発効

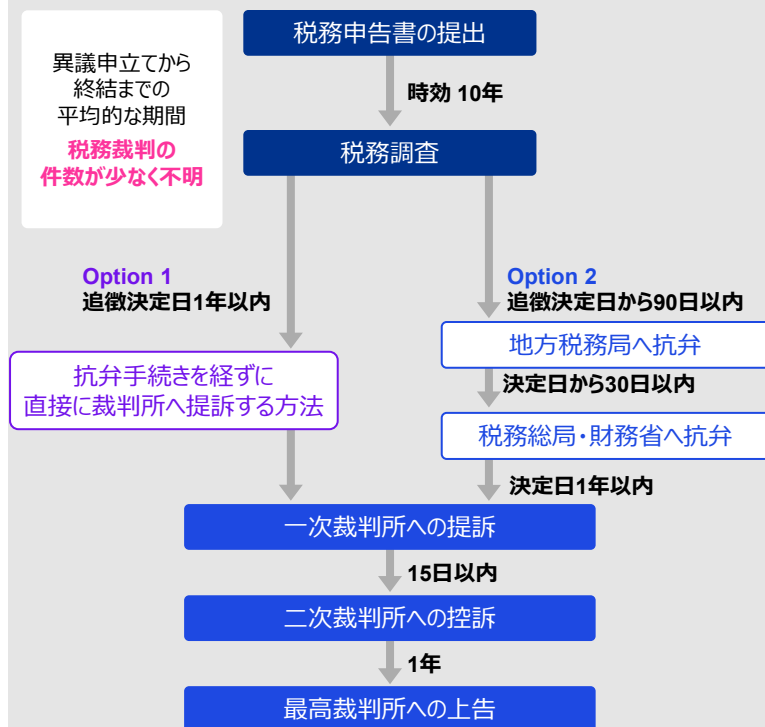
PEに関連するMLI条約の規定の適用：MLI条約の批准書等を寄託していないため確定していないが以下が予定されている。

- 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外についてそれぞれが準備的・補助的でないダメ）
- 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外について密接に関連する者も一体判定）および企業と密接に関連する者の定義の追加
- 問屋契約およびこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避（常習代理人PEの強化）

税務調査および異議申立て・税務訴訟



紛争解決手続きおよびプロセス



当局の執行体制

税務当局の名称：General Department of Taxation（GDT）

税務調査の執行上の特徴

- ① 調査対象法人の抽出方法
抽出方法は公開されていないが、候補対象リストが地方当局から公開されることがある
- ② 税務調査の大まかな流れ
通常：通知から終了までの期間
税務調査の大まかな流れ：税務局から書面での通知→現地税務調査→調査議事録→調査通知発行
通知から終了まで法規制上は20～30日間かかるものの、実際は議論内容によりさらに長引く
- ③ 一般的な対象税目、対象期間
対象税目：法人税（移転価格含む）、個人所得税、付加価値税、外国契約者税
対象期間：最長10年、通常は5年
- ④ 追徴決定後抗弁をせずに決定日から1年以内に裁判所に控訴できるが、通常は抗弁を行う
- ⑤ 一定の条件を満たせば、最高裁まで上告できる

ホットトピック（税務調査の論点も含む）



01

グループ間の無形資産取引（技術使用料、特許使用料、商標使用料、システム使用料等）や出張支援費用等の損金性の否認

論点：グループ間取引で多額の費用計上がある場合、内容如何にかかわらず便益・事業関連性がないとして損金算入を否認しようとする。

対応策：ベトナム法人がその取引からどのような便益を得ているかの説明が合理的にできること、その成果物としてどのようなものがあるのか提示できること、等の事前準備が重要。技術使用料については技術移転法に基づく登録が必要かの検討を行い、必要な登録を完了させておくこと。

02

税優遇の適用誤りの指摘

論点：新規投資や拡張事業に該当すれば税優遇を享受できることがあるが、新規投資に該当しない、あるいは拡張投資に該当しないという理由で否認する。

対応策：税優遇適用の妥当性について事前に確認されないため、適用時により慎重に要件の確認を行い、適用する優遇措置の適用の根拠をとりまとめておく。

03

親会社からベトナム法人への出向者にかかる日本払い給与の立替請求に対する外国契約者税の課税

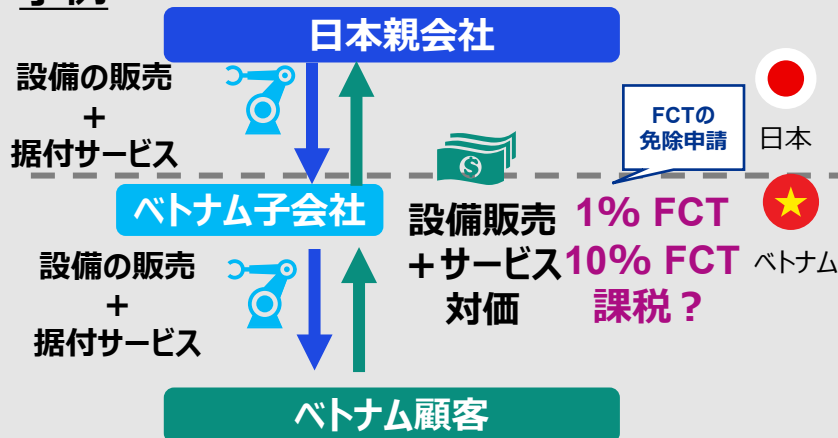
論点：海外からの人材派遣サービスなのか、それとも出資元からの出向なのか不明の場合、人材派遣サービスとみなして外国契約者税を課税する。

対応策：出向契約書などで立替えの条項を適切に記載して適切な書類を整備すること、給与明細などで請求額が日本給与と同額で立替であること（サービスの対価ではないこと）が説明できる書類整備が重要。

ベトナムの課税事例（外国契約者税）



事例



①課税内容（二重課税）

- 日本親会社が子会社を通じてベトナムの顧客設備を販売を行い、設備納入後の据付作業を行っている
- 設備販売についてはインボイス価格の1%、役務提供には10%の税率で課税されていた
- ベトナムに免税&還付措置がないか、現地会計事務所に確認したところ、ベトナムの法律で適用申請はあるものの、体系が整っておらず実質的には無い状況とのことであきらめている

企業の留意点

- ベトナムの法人税法上、外国契約者税は、PEの有無にかかわらず、外国法人がベトナム国内で所得を得ている場合には源泉徴収が必要
- 租税条約の適用より、本件に係る外国契約者税（CIT部分）は免除される余地があるが、租税条約の適用申請が必要。なお、実務上は、ベトナム税務当局が国際税務に係る知識が乏しいことに起因し、免税申請を行った場合でも不合理な理由で税務調査時に免税を否認されるようなケースもある

参考資料：外国契約者税（FCT）



外国契約者税 FCT

- 外国契約者が、ベトナム国内における組織または個人との契約等に従い、ベトナム国境内で経済活動を実施または所得を得た場合に、当該所得・付加価値税に対して課される税金である

$$\text{外国契約者税} = \text{法人税部分} + \text{付加価値部分}$$
- 外国契約者はベトナムにPEを有する否かを問わない

納税・申告方法：

- 外国契約者による自己申告の方式
 - VAT：四半期または月次申告
 - CIT：確定申告
- ハイブリッド方式：
 - VAT：月次申告（翌月20日まで）
 - CIT：発生都度（発生後10日以内）^(*)
- ベトナム企業による源泉徴収の方式
 - 発生都度（原則として、発生後10日以内）^(*)

^(*) 税額計算：契約金額 × （右記）みなし税率（簡便法）

代表的な外国 契約者税の対象	みなし税率	
	法人税	VAT
課税対象となる物品の供給	1%	-
一般サービス	5%	5%
証券譲渡・再保険	0.1%	-
利子	5%	-
無形資産の使用・譲渡	10%	-

日越租税条約との関係

- 外国契約者税のVAT部分は、日越租税条約の適用対象外
- 日越租税条約より、利子、配当、ロイヤリティ、一定の証券譲渡所得、ベトナムにPEを通じて得た利得に対してのみベトナムに課税権がある
- 理論上、ベトナムに課税権がない外国契約者税のCIT部分は日本で外税控除の適用を受けることはできない

租税条約の免税申請手続き・申請資料

Circular80によると、事前に下記の免税申請資料を提出する。

- 免税申請書
- 契約書
- 認証済み前年度の所得受領者の居住者証明書

※税務当局は申請を受取った日から30日以内（調査が必要な場合には40日以内）に書面により免税の可否を通知する。

※実務上、当該手続きの煩雑さや当局の租税条約に対する理解不足に起因し、当該制度の利用が進んでいない。

ベトナムの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットピック

【目次】

ベトナムにおける移転価格税制の概要

移転価格税制の概要19

LF／MFの概要21

国別報告書の概要22

ベトナムにおける特有の事項およびホットピック

文書化作業検討フロー.....23

開示申告書類について.....24

移転価格調査の動向.....26

移転価格課税事例.....27

移転価格税制の概要 (1/2)



1. 移転価格税制導入時期

2006年

(注) BEPS関連の法令は2017年5月に導入

2. 関連者の定義

- ① 出資関係：親子、関係会社または子会社・関係会社間において25%以上の所有、同一の第三者による両法人の25%以上の所有、または10%以上を所有する筆頭株主
- ② 経営・支配：
 - ・ 取締役会の50%または、財務および事業経営について決議権を有する取締役の選任
 - ・ 両法人で役員の50%以上が同一の者である、もしくは、両法人に同一の第三者より任命された、財務や事業経営の決定権を持つ役員が存在する
 - ・ 同一人物または近親者により財務および事業を支配されている法人
 - ・ 本社および恒久的施設
 - ・ 実質的支配関係がある場合
- ③ 財務：債務または債務保証が債務または債務保証の25%を占めており、かつ、中長期債務の50%を占めている場合
- ④ その他の関係
 - ・ ある企業が、ある課税期間において、所有者の出資金の25%以上を譲渡し、または譲渡を受け、企業を経営または管理する個人または近親者に規定される個人と当該期間中に取引を行う際に、所有者の出資金の10%以上を借入または貸付する場合。

(Decree No. 20/2017/ND-CP 5条)

移転価格税制の概要 (2/2)



3. 移転価格調査の時効	10年 (Decree No. 125/2020/ND-CP Article 8 (replacing Circular No. 166/2013/TT-BTC from 5 Dec 2020))	
4. 独立企業間価格の算定方法	下記算定方法のうち最も適切な方法を選定 (Decree No. 20/2017/ND-CP 7条) ① CUP法 ② RP法 ③ CP法 ④ PS法 ⑤ Comparable Profits Method (TNMMに準ずる。製造、再販および役務提供活動においてのみ適用可能)	
5. APA/ MAPの適用可能性	日本との租税条約の有無 有り	実務上の適用可能性 実績なし APA/ MAPに関する規定は存在する

LF／MFの概要



ローカルファイル（LF）の概要

1. 作成義務対象者	以下の免除要件に該当しない納税者 - ベトナム国内の関連者との取引で、法人税の税率が同じであり、かつ、両者ともその課税期間において法人税の優遇措置を受けていない場合 - 納税者における総収入が500億ベトナムドン（VND）未満、かつ関連者間取引総額が300億VND未満 - APAを取得し、係る年次報告書を提出した取引（免除要件はAPAにおける確認対象取引についてのみ適用。そのほかの取引については、ローカルファイル作成義務が生じる） - ルーティン機能のみを果たし、無形資産の使用による収入または費用が発生しない納税者で、総収入が2,000億VND未満、かつ、営業利益率が再販において5%、製造において10%、委託製造において15%を超える場合
2. 作成期限	確定申告期限
3. 提出期限	税務調査中：当局から提出要請を受けた場合（期限の明記が無いため、税務調査官の要求に応じて対応することになる。） 税務調査前の相談手続中：税務当局から提出要請があった場合は30営業日以内。なお、合理的な理由がある場合には、15営業日を超えない範囲で延長が可能
4. 作成言語	ベトナム語
5. 罰則	ローカルファイルおよびそのほか情報の提出を怠った場合、移転価格調整、罰則および遅延利息を課される。

マスターファイル（MF）の概要

1. 作成義務対象者	ローカルファイル同様
2. 作成／提出期限	ローカルファイル同様

国別報告書の概要

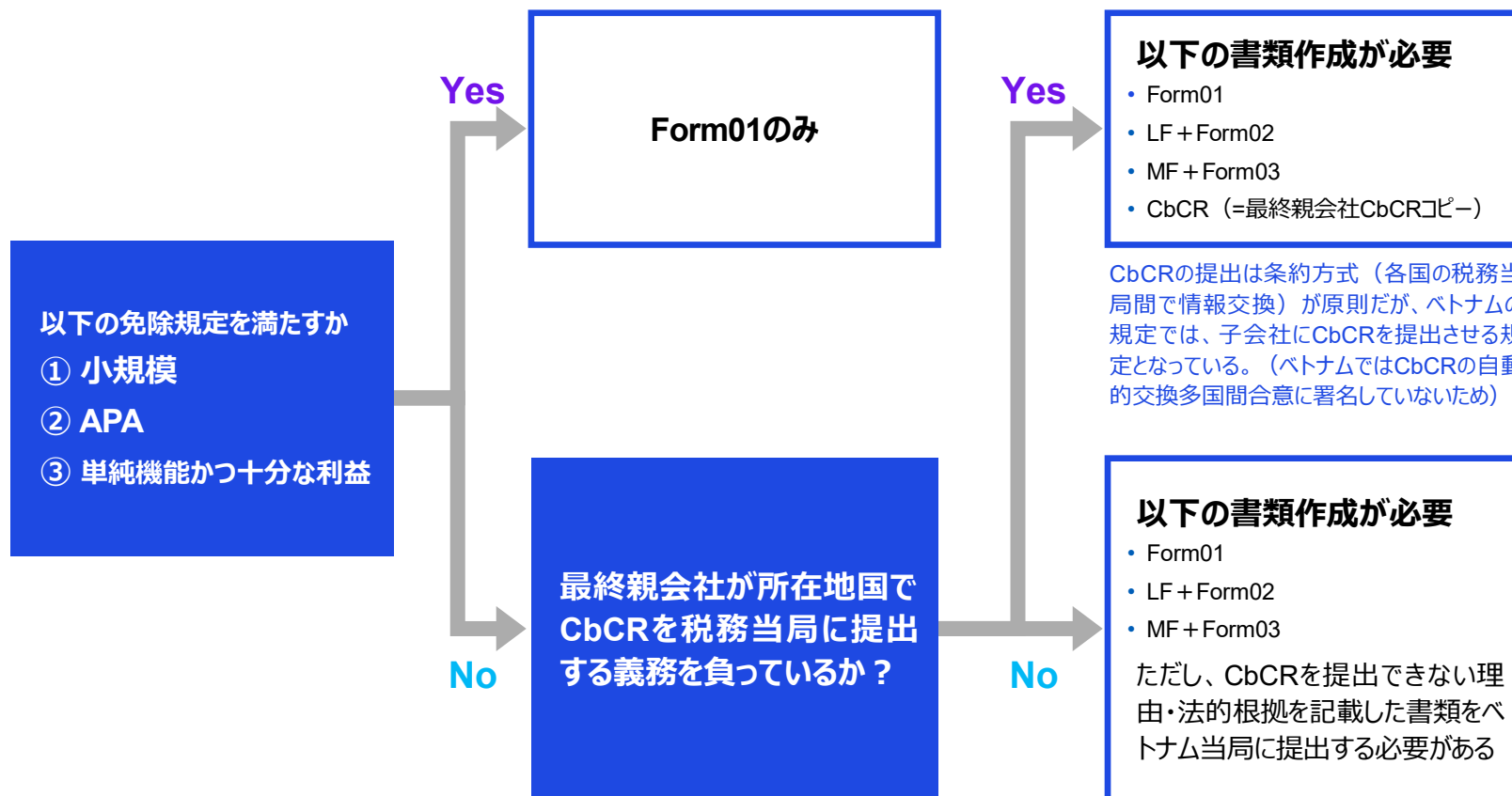


国別報告書（CbCR）の概要（セカンダリーファイリングの場合のみ）	
1. 作成義務対象者	年間収入が18兆VDN以上の多国籍企業グループに属するベトナムの構成会社等で、最終親事業会社がある国において国別報告書の提出義務がない場合、ベトナムの構成会社等は説明書とともに国別報告書を提出しなければならない。
2. 提出期限／作成期限	事業年度終了日から12ヵ月以内
3. 罰則	移転価格税制上科される罰則、遅延利息、最大で15百万VDNの行政罰等
4. 国別報告書に係る通知書（Notification）の要否	無

※ セカンダリーファイリングとは最終親会社の所在する国において国別報告書に関する法整備がされていない等の理由により、最終親会社以外の構成会社が当該構成会社の所轄税務当局に提出することである。

ベトナムにおける特有の事項およびホットトピック

文書化作業検討フロー



開示申告書類（Form01）について



Part	分類	具体的記載内容	Note
I	関連者情報	・ 関連者の名前 ・ 関連者がある国 ・ 関連者の種類等	—
II	移転価格文書化免除要件適用の有無	・ 小規模企業 ・ APA締結企業 ・ 単純機能かつ十分な利益がある企業	—
III	関連者との取引概要	・ 取引の内容 ・ 取引金額 ・ 自主的な移転価格調整金額等	—
IV	納税者の財務情報	財務情報を以下のように分けて記載 ・ 関連者取引 ・ APA取引 ・ 第3者取引	以下の業種ごとに異なったフォーマットを採用 ・ 製造業、販売業およびサービス業 ・ 銀行業 ・ 証券会社および証券投資の資金管理会社

- ・ 関連者を有する納税者はすべてForm01を法人税確定申告時に同時に提出する必要がある
- ・ PartⅢ・Ⅳについては、PartⅡの免除規定を適用する場合には記載の必要はない
- ・ 従前のForm03と比し、財務情報の記載方法を除き、大きな変更点はない

開示申告書類（Form02-04）について



Decree20 の規定	Form02の内容に従い	▶▶▶	ローカルファイル作成
	Form03の内容に従い	▶▶▶	マスターファイル作成
	Form04の内容に従い	▶▶▶	国別報告書作成

Form02・03の内容 および作成・提出期 限	- Form02およびForm03とは？ 納税者にローカルファイル、マスターファイルについて、チェックマークにより作成済であることを宣誓させる内容。 - 作成・提出期限 Circular41により、法人税申告書と同時提出と判断される（決算日後90日以内） → 提出しない、あるいはチェックマークがない企業に移転価格調査に入る事例が増える？
Form04の内容 および作成・提出期 限	- Form04とは？ 実質的に国別報告書と同じと考えられる。 - 作成・提出期限 Circular41によれば、Form04は最終親会社がベトナム企業の場合に提出するとの記載。 → 日系企業はForm04の代わりに親会社のCbCRのコピーを準備すれば足りると考えられる。

移転価格調査の動向



ベトナムにおける移転価格調査件数および追徴額の推移

	2019	2020	2021
移転価格調査件数	579件	263件	300件
追徴額（罰金を含む）	約1.2兆VND (約60億円)	約0.3兆VND (約15億円)	約0.8兆VND (約40億円)

出典：ベトナム税務総局。（General Department of Taxation（GDT））

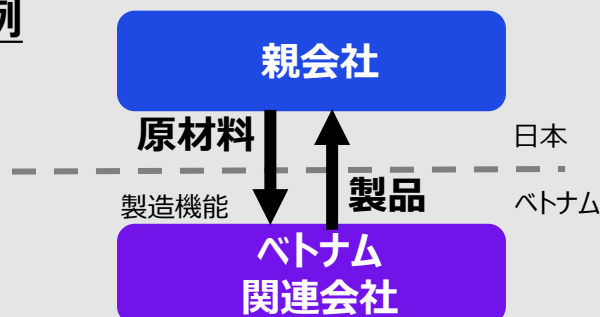
- 2021年における1件あたりの追徴額は追徴額・罰金ベースでは約1,300万円／1件であり、コロナ禍により調査実施件数が減少した。コロナの終息に伴い、今後の調査件数は増加することが予想される。
- 最近の移転価格調査での主な指摘傾向は、以下のとおりである
 - ✓ 法人税確定申告書に添付する開示資料やローカルファイル、マスターファイルおよびCbCRといった移転価格分析文書の未整備
→自動的に推定課税につながるため、非常にリスクが高い
- 特に移転価格調査を受ける可能性が高い企業は、以下のとおりである
 - ✓ 赤字継続企業/利益率が低い企業（次頁で事例を紹介）
 - ✓ 利益率が安定していない企業
 - ✓ 関連者取引割合・金額が多い企業

移転価格課税事例



ベトナムにおける移転価格課税事例：低い利益率が課税を招いたケース

事例



状況

- ・ 日本本社である製造業に従事する法人の事例
- ・ 過年度の利益率が低く、調査を受けた年度の利益率が高かった
- ・ 低利益率の要因はTP以外の影響であった

当局の主張

- ベンチマーク分析（四分位レンジ*）の否定
比較対象企業の否定
- 特殊要因分析の否定
労務費や地盤沈下等、外部要因に関する費用についての分析の否定

上記により利益率の低い過去3年間の約20億円の更正が提案された。

(*ベトナムの移転価格文書で用いられるレンジは第35百分位～第75百分位（35%～75%）であることに注意されたい。)

結果

当局に対し、一部の特殊要因調整について証明する文書を提出し、四分位レンジの交渉を行った結果、**約5億円**の更正まで減額することが出来た。

- ・ 利益率が低く、かつ上下がある場合、当局の調査を受けやすくなるため注意が必要である
- ・ 特に移転価格以外の要因による利益率の変動があった場合、当局に対し理解を求めるのは難易度がかなり高いため、事前に説明のための資料を集めておく等の対応が必要である
- ・ また、調査により課税の提案があったとしても、納税者の考えを主張することが重要である

Thank you



本テキストを利用する場合には、経済産業省HPに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。
<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2022年12月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。
ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任及び義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.